積立定期預金《個別定期方式》(目標日指定型)

令和2年5月11日現在

1. 商 品 名	・積立定期預金《個別定期方式》(目標日指定型)		
2. ご利用いただける方	・個人のお客さま		
3.期間	・満期日指定方式・・・1年以上20年以内		
3. 柳 间	・預入期限は目標日の1ヵ月前までです。		
 4. お預入れ方法	(1) 契約期間内で自由にお預入れできます		
(1) お預入れ方法	【窓口で	(2) 1回あたり100円以上300万円未満	
(2)お預入れ分級	お預入れの場合】	(3) 1円単位	
(3)お預入れ単位		(0) 1111	(1) 契約期間内で自由にお預入れで
(C) 101AX(10+L		現金で	きます。
		お預入れの場合	(2) 1,000 円以上 100 万円以内
	【ATMで	40197 CA 007 MM []	(3) 1,000円単位
	お預入れの場合】		(1) 契約期間内で自由にお預入れで
		カードで	きます。
		お預入れの場合	(2) 100 円以上 200 万円以内
		4-320 040 2 33 1	(3) 1円単位
5. 払 戻 方 法	・ 今類切 言またけ	一切状言しが可能	
	・全額払戻または一部払戻しが可能です。		
6. 利 息			
(1) 適用金利	・お預入れ日または継続日から目標日までの期間により次の預金の店頭表		
	示利率を適用します。		
	①3年1ヵ月以上の場合・・・期日指定定期預金		
	②3年を超え3年1ヵ月未満の場合・・・期間1年の自由金利型定期		
	預金(M型)		
	③1年以上3年以下の場合・・・目標日を満期日とする期日指定定期		
	預金 ①1年去港の場合・・・日博りな港期りとする自由会利利字期預会		
	④1年未満の場合・・・目標日を満期日とする自由金利型定期預金 (M型) (満期日指定方式)		
	(M型) (両朔り指足力式) なお、金利については店頭の金利表示ボードまたは窓口でご確認くださ		
	なわ、金利については店頭の金利表示が一下または窓口でご確認ください。		
┃ 〔2〕利 払 方 法	・満期日以後に一括してお支払いします。		
【(3)計算方法	・期日指定定期預金または自由金利型定期預金(M型)の計算方法を適用		
(5) HI 31 /3 /A	します。		
(4)課 税	・20% (国税15%、地方税5%) の源泉分離課税が適用されます。 ただし、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間は、復興特別所得税が追加課税され、20.315% (国税15.3 15%、地方税5%) の源泉分離課税が適用されます。		
7. 手 数 料	・定めはありません。		
	·		
8. 付加できる	・普通預金、当座預金からの自動振替によるお預入れができます。		
特 約 事 項	・法令に定められた条件を満たす個人のお客さまの場合はマル優のお取扱い		
	ができます。		

・満期日前に解約される場合は、次の中途解約利率(小数点第4位以下切捨 9. 中途解約時の 取扱い て)により計算した利息とともにお支払いします。 ①期日指定定期預金として預入された場合は次の預入期間に応じた利率 により1年複利で計算します。 A. 6ヵ月未満・・・・・・解約日における普通預金の利率 B. 6ヵ月以上1年未満・・・・2年以上の約定利率×40% ②自由金利型定期預金 (M型) として預入された場合は次の預入期間に応 じた利率で計算します。 A. 6ヵ月未満・・・・・・解約日における普通預金の利率 B. 6ヵ月以上1年未満・・・約定利率×50% ただし、上記の算式により計算した利率が解約日の普通預金利率を下回る 場合は、解約日の普通預金利率とします。 10. 当行が契約し • 一般社団法人全国銀行協会 ている指定紛 連絡先 全国銀行協会相談室 争解決機関 電話番号 0570-017109または03-5252-3772 11. その他参考と ・満期日以後のお利息は解約日または書替継続日における普通預金利率に なる事項 より計算します。 ・概算金額指定払戻(1万円以上)により預金口座の残高の一部に相当する 金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求額に達するまで預金 を1口毎に順次解約します。 なお、解約順序は特に指定のない限り、当行所定の順序により解約します。 ・期日指定定期預金、預入期間1年の自由金利型定期預金(M型)は、満期日 にその元利合計額で前記6.(1)の期間に応じた定期預金として自動継 続します。 ・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。